

生徒心得細則

(1) 学校生活の心構えについて

本校生徒の生活の指針は、校是「愛と正義」の精神に示されている。

その「愛」の実践とは、人に親切に尽くし人と共に生きることであり、その「正義」の実践とは、正しいことや自分の果たさなければならない責任を全力で果たすことである。この二つの精神は、人間関係、信頼関係の中核をなすもので、人間にとってもっとも大切なことである。

本校での、この「愛と正義」の精神の実践項目は

ア 日常生活での3つの具体的行動として

「挨拶」をする 「服装」を整える 「掃除」を徹底する

イ 日常生活で2つの守ること

「時間」を守る 「約束」を守る

生徒は、この実践5項目を胸に刻み、あらゆる場面で実行し、この高校時代が真に人生の礎となるように、努力を重ね、自己を確立すること。

(2) 頭髪・服装等について

いつでも面接試験にのぞめる頭髪・服装であること。

ア 頭髪

(ア) 清潔な髪型で、部分的に長過ぎたり、短過ぎたり、段がついたりしていないバランスのとれた髪型とする。

A パーマ・カール・エクステ・染色・脱色・ドライヤー加熱等の加工をしない。

B 男子は、自然な髪の状態で、眉毛にかからない、耳にかぶさらない、襟にかからない程度の長さまでとする。ロングヘアーは禁止する。

C 女子は、自然な髪の状態で、前髪は目に入らない長さ、後ろは襟の下線までの長さとし、それより長くなったら束ねること。前髪が目にかかったり、横髪が長く垂れ下がる場合は華美でない髪止めで常時止めておくこと。リボン、華美な髪止めは禁止、髪を束ねるゴムは黒・紺・茶とする。

(イ) 整髪料等はつけない。

(ウ) 整髪検査(年8回)を受ける。検査の直前には整髪する。

(エ) 上記事項に違反した場合や、検査に合格できない場合は保護者召還や特別指導の対象となる。

イ もみ上げなど

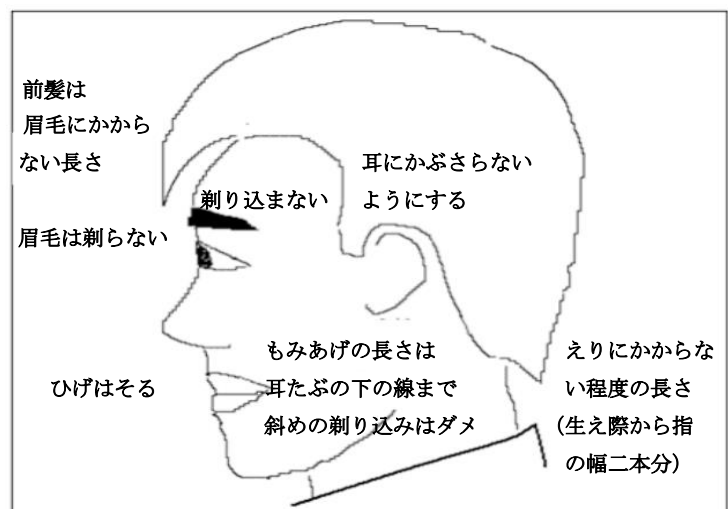
(ア) もみ上げは耳たぶの下線までとし、それより下はひげと見なす。ひげは剃る。

(イ) まゆ毛は加工しない。

(ウ) ピアスの使用は禁止する。

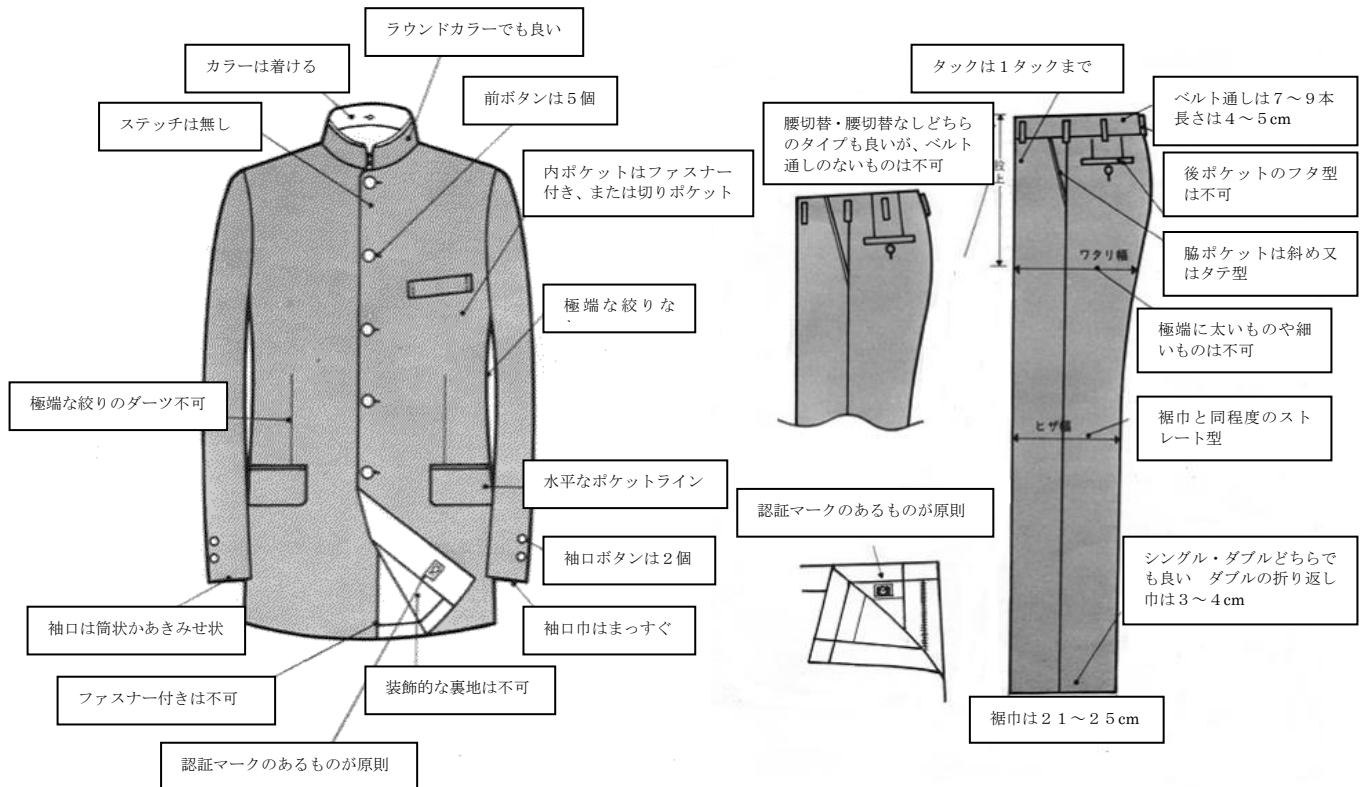
(エ) 化粧はしない。

ウ 男子整髪指導規準



エ 服装

- (ア) 男子制服は、上着・ズボンとも、日本被服連盟の標準学生服とする。
それ以外については、内規(図参考)を満たすものとする。
- (イ) 女子制服は、本校指定のものとする。
A スカート丈は、膝の中央位置とする。
- (ウ) 男子制服ズボンについては、以下のとおりである。
A ズボン裾丈は、床につかない長さとする。擦れて穴が開いていれば縫い上げをする。
B 下着や肌が露出する着崩しをしないこと。



オ 夏季略装

- (ア) 男子は、本校指定の半袖カッターシャツ(校章入り)とする。
女子は、本校指定の水色無地のシャツとする。
- (イ) 肌着(無地or小さなワンポイント)を身につける場合は、シャツから透けるような色は避けるようにする。
- (ウ) 第1ボタン以外は必ずかけること。
- (エ) 学校指定ポロシャツ
- ・土日、祝日、長期休業中のみ、登下校時の使用を許可する。平日の登下校は制服厳守とする。(平日・授業時は制服厳守とし、制服の代わりになるものではない。)
 - ・ポロシャツの下は、普段の学校生活と同じで華美でないものを着用する。また、下に着ているものがはみ出さないようにする。
 - ・ルールを守れない場合はポロシャツの使用を禁止とする。

カ 衣替え

- (ア) 衣替えについては、各自の判断で行う。

キ 靴下・ベルト

- (ア) 男子の靴下は、白・黒・紺とする。小さなワンポイントや細ラインは許可する。
女子の靴下は、本校指定のものか、黒、紺でワンポイントのみ認める。極端に短いもの(くるぶしが見えるもの)は不可とする。ストッキングは肌色、タイツは黒で無地とする。

(イ) ベルトは黒かこげ茶色の華美でないもので、幅2～4cmのものを着用する。

ク 身だしなみ

(ア) シャツをズボンから出しての着用、長袖シャツの袖ボタンをはずしての着用、下着や肌が露出する着崩し等、身だしなみの乱れがないこと。

(イ) ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレス、ミサンガなどの装飾品は身に付けない。

(ウ) ファンデーション、日焼け止めクリーム、口紅、色付リップクリーム、マニキュアなどの化粧はしない。

ケ 防寒着

(ア) 男子は、制服の上着の下は、華美でないトレーナー・Tシャツまたはセーター類の着用を認めるがタートルネック等制服の襟の上からのぞくものはいけない。

上着を脱ぐ場合は、カッターシャツを着用していること。

女子は、学校指定ベストか、華美でないセーターの着用は許可する。

セーター類は制服の腕、腰の裾からいちじるしく見えないようにする。

(イ) 学校指定、各部指定のハーフコートタイプの防寒コートの着用を認める。

ダウンジャケット等においては、黒、紺など華美でないものは認める。

マフラー、手袋、ネックウォーマーは、華美でないものの使用を認める。

(ウ) 毛糸などの帽子、耳あての使用は認めない。

コ 実習服・運動服

(ア) 実習服は本校指定のもので、実習及び作業の時のみ使用する。

(イ) 運動服は本校指定のもので、夏季・冬季用を指示されたとおり着用する。

サ 校章・科章

(ア) 男子は、制服上着の右襟に校章を、左襟に科章を付ける。

(イ) 女子は、制服上着の左襟のフラワースポットに校章を付ける。

シ 名札

(ア) 校内では制服着用時必ず付ける。

ス 鞆

(ア) 本校指定のもの（リュックタイプ）を使用する。各部指定のものも使用を許可する。

(イ) 紙袋・布袋など市販の袋類や他校の鞆を使用してはならない。

セ 通学靴

(ア) 黒の革靴（合成皮でも可、靴紐の有無は問わない）または体育で使用するグラウンドシューズとする。ブーツや装飾的なものは許可しない。

(イ) 雨靴の使用も認める。

華美なものや装飾的なものは許可しない。

ソ 校内靴

(ア) 本校指定のものを使用し、踵に、科・学年・氏名を記入する。

(イ) 踵の部分を踏みつけることなく使用する。

タ その他

(ア) 学校生活に必要な物品以外は、校内に持ち込んではならない。

(イ) また、身体的理由その他で、規定を守ることができない場合は、担任に申し出て許可を得ること。

(3) 自転車通学について

- ア 自転車通学許可申請をし、認められた者は通学できる。
また、指導に従えない場合には、許可を取り消すことがある。
 - イ 登録証代として、新規のときも、再交付のときも100円を徴収する。
 - ウ 更新・再交付の手続き
 - (ア) 氏名・住所が変わったときは、速やかに登録の更新をする。
 - (イ) 車種や形式の変更、登録証の紛失や破損のときは、新たに願書に理由をつけて登録証代を添えて申し込むこと。
 - エ 許可に際しては、係職員が使用自転車の検査を行った後に許可する。
 - (ア) 競技用自転車ハンドルや、変形加工されたハンドルでないこと。
 - (イ) 鍵、ブレーキ、ライトなど、整備されていること。前カゴ、または、荷台を付けること。
 - (ウ) マウンテンバイクの使用は認めていない。
 - (エ) ミニサイクルの使用は極力避けること。
 - オ 道路交通法を遵守し、区分帯等よく注意して使用すること。
 - (ア) 無灯火・二人乗り・傘さし運転・並進・携帯電話等のながら運転をしないこと。
 - (イ) 交通マナーを守り、安全運転に心がける。
 - (ウ) 校内やJR駅などでは、必ず鍵を掛けて指定された駐輪場に置くこと。
 - カ 自転車保険、または高校生総合保険に加入することが望ましい。
 - キ 卒業時には、自分の自転車を責任をもって家庭に持ち帰る。
 - ク ヘルメットの着用に関しては強く推奨します。
- ※ 別紙「自転車通学における安全乗車の徹底について(お願い)」も参考

(4) 運転免許取得心得について

- ア 第3学年運転免許取得心得
 - (ア) 第3学年において進路が決定し、普通自動車の運転免許取得を希望する者については、運転免許取得願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
 - (イ) 学業成績不振者は、許可を受けることができない。
 - (ウ) 教習について
 - A 入校手続きは必ず校長の許可を受けて行い、各自動車学校の指示に従うこと。
 - B 入校日は、11月中の本校の定める日以降とする。
 - C 教習期間は、考査期間(試験週間も含む)を除く期間とする。
 - D 教習を受けるときは、マナーを堅持すること。
 - E 教習機関以外では、いかなる場合も練習してはならない。
 - F 登校日は必ず登校し、本校の学習活動を優先すること。
 - G 上記の各項に違反した生徒には、在学中の教習許可を取り消すことがある。
 - (エ) 無届運転免許取得、無免許運転、交通違反、交通事故、無免許運転教唆などの違反を行った場合は、懲戒の対象となる。
- イ 原付特別乗車規定
 - (ア) 通学に必要なバス路線がない、また、自宅から最寄のバス停までの距離が遠いなど、交通の便が著しく不便で、勉学に支障があると判断される場合は、1年次の9月から満16歳を迎えた者について、原付バイクによる通学を許可することがある。
現在、中須地区、須々万地区、長穂地区、八代地区、下松市大字下谷字赤谷・若太郎・清谷の生徒に対し許可している。
 - (イ) 原付バイクによる通学を希望する者は、原付特別乗車許可願を提出し、校長の許可を受けなければならない。また、免許を取得した後、保護者は来校の上、詳細な打ち合わせをし、原付特別乗車届を提出すること。
 - (ウ) 特別乗車は、最寄のバス停、駅までを原則とするが、交通事情によっては、学校への乗り入れを許可する。
 - (エ) 特別乗車を開始した後は、月毎に通学状況報告書を提出すること。

(オ) 届出の目的以外で乗車した場合は、特別な指導を受ける。場合によっては、特別乗車許可を取り消すことがある。

(カ) 交通違反を行った場合は、懲戒の対象となる。

(5) アルバイト許可について

ア アルバイト許可基準

(ア) アルバイトの許可について

アルバイトは、本人・保護者の強い要望があり、その内容や本人の人物・成績を考慮の上、以下の条件で許可するが、特別な事情の場合を除いては、原則として長期休業中以外は認めない。

(イ) アルバイト許可条件について

A 学業、部活動、学校行事などに支障がないこと。

B 成績不振でないこと。(進級や卒業に支障のないこと)

C 危険業務、有害業務(高所作業・交通整理・酒席など)は禁止する。

D 夜8時以降の夜間業務は禁止する。

※ アルバイト許可を出した後、成績不振等で許可条件に該当しなくなった者はアルバイト許可を取り消す。

※ 試験期間中のアルバイトは禁止する。

※ 家業が居酒屋・焼肉屋等であった場合は、良識の範囲内での活動とする。

※ アルバイト許可願は、生徒部アルバイト担当教員から受け取り、申請する。

(6) 届出を要する事項について

ア 次の事項については、必ず届けること。

住所変更・電話番号等の連絡先・下宿・改姓

(7) 許可を要する事項について

ア 次の事項については、必ず届け、校長の許可を受けること。

アルバイト、外部スポーツ等参加、運転免許取得、自転車通学許可、各種受験、休学、復学、授業料納入猶予、旅客運賃割引等

(8) 悩みやトラブルなどの相談について

学校生活(学習・進路・友人や先生との関係・部活動など)、家庭生活での悩みやトラブルなどの相談は、担任の先生や教育相談の先生あるいはスクールカウンセラー(2週間に1回程度来校)に気軽に相談してください。親身に相談に応じます。また、市や県の相談電話も利用できます。

◎本校の相談メールアドレス soudan@kudamatsu-t.ysn21.jp

◎「ヤングテレフォン下松」 0833-43-4976

<学校のこと、勉強のこと、その他教育全般>

ふれあい総合テレホン 083-987-1240

<いじめについて>

いじめ110番 083-987-1202

<思春期のからだのこと>

思春期ほっとダイヤル 0835-24-1140

(9) 就職・進学における推薦について

就職・進学のための推薦は、在学中の学習活動、特別活動、行動の記録、出欠席遅刻早退状況等について総合的に評価し決定します。

また、就職・進学における推薦中、及び、進路内定後に、本人自身に推薦にふさわしくない著しい行為があった場合は推薦の取り下げを含めた措置を行います。

(10) 携帯電話について

本校では、携帯電話については届け出制とし、持ち込むことは許可しますが、校内での使用は禁止します。

学校は、学業や部活動などを第一とする場です。ところが、携帯電話を持つことによって、その本分がないがしろにされ、非行が誘発、助長されるという悲しい現実も起きています。具体的には、授業中に呼出し音が鳴り授業を妨害した事案、掲示板への書き込みによるいじめ、出会い系サイトを利用した被害事案などが、県内でも報告されています。使用する場合は、このようなことがくれぐれもないよう、マナーやルールを守ってください。フィルタリング設定等も併せて行うようにしてください。

無断で持ち込んだり、規則に違反して使用している場合は、保護者召喚も含めて学校で指導します。悪質な場合は、懲戒処分の対象になることがあるので気を付けてください。

※別紙「携帯電話持ち込みについて」も参考

(11) 部活動について

ア 部活動の目的

部活動は、学年やホームルームの所属を離れて、共通の興味、関心を持つ生徒で組織し、文化的活動、体育的活動を自発的、自主的に行うものです。

人格の成長、健康の増進や、充実した高校生活を過ごすといった観点から、いずれかの部に所属することが望ましい。

イ 女子入部について

文化部は、すべての部に入部できます。運動部は、女子入部可と補足した3つの部が部員として活動できます。その他マネージャーに付いては、顧問の先生と相談してください。

◎体 育 部

剣 道
柔 道
弓 道 (女子入部可)
ソフトテニス (女子入部可)
バスケットボール
バレーボール
ハンドボール
陸上競技 (女子入部可)
硬式野球
登 山
サッカー

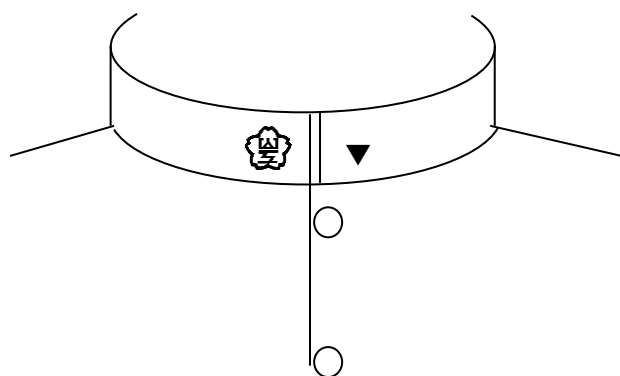
◎文 化 部

吹 奏 楽
写 真
青少年赤十字
情報処理
ロボット研究
ものづくり

(12) 襟章のつけ方及び各記名の仕方について

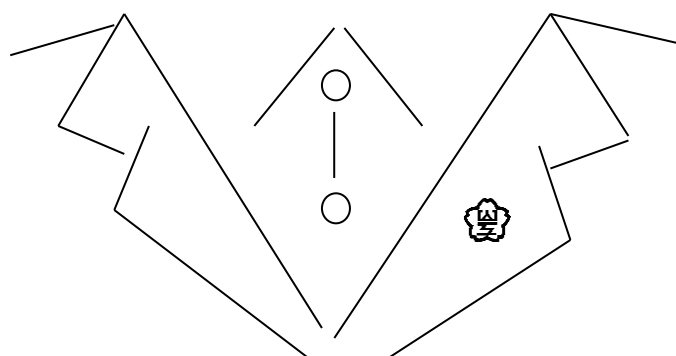
ア 襟章について

(ア) 男子制服



▼ 科 章 システム機械科・・・M
 情報電子科・・・I

(イ) 女子制服



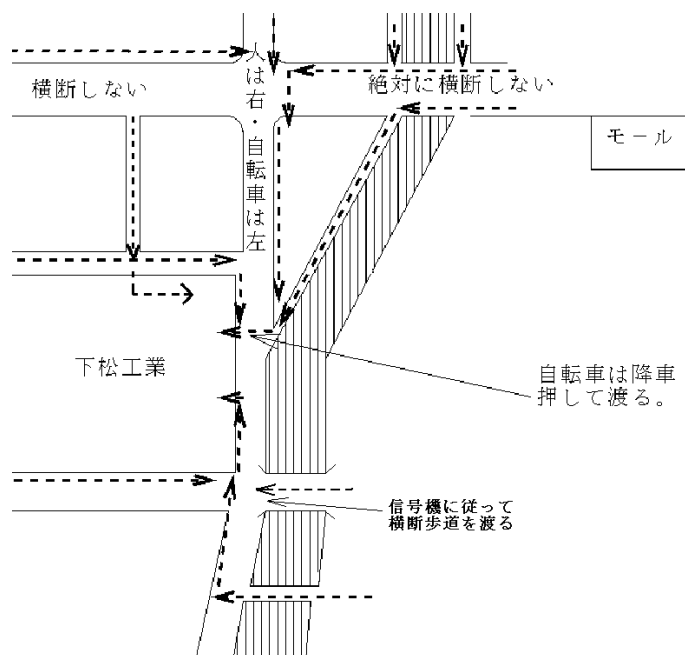
電子機械科・・・S
化学工業科・・・C

- イ 名札について
校内では、必ず着用してください。
- ウ 教科書・ノート等
教科書は裏表紙に、ノートは表表紙に大きく記名します。
- エ 通学靴・校内靴・体育館シューズの記名について
通学靴は内側に、校内靴・体育館シューズは、かかと部に縦書きで科と名前を記名してください。
- オ その他
入学時は、紛失や間違いがよくありますので、持ち物には必ず記名してください。

(13) 通学時に守ること

朝・夕は交通混雑のため事故が起こりやすくなります。信号に従って次の点に留意して登校しましょう。

- ア 余裕をもって早めに家を出る。
- イ 徒歩通学生は道路の右側を通行し、道路を横断する場合は必ず歩道橋か横断歩道を渡る。歩道や狭い道路を並んで歩かない。
- ウ 自転車通学生は左側を通行する。歩道を走るときは歩行者に注意して車道寄りを走る。特に周南バイパスの自転車道については登校時は山側を下校時は海側を走る。（周南地区の高校間での取り決め）
- エ 学校周辺では、道路が狭いので次のことを守ること。特に、自転車は下図のように通行すること。



(14) 台風等による休校等の携帯電話用URLについて

台風等による休校等の連絡は携帯用のホームページに記載します。
下記の携帯電話用URLに接続して下さい。

◎携帯電話用URL <http://www.c.do-up.com/home/fa0081-f/i/>